58 株主総会における議決権行使書面に「保留·棄権」欄を 設けなかった場合および議決権行使書面に賛否の表示 がない場合の取り扱いと著しく不公正な決議方法

(大阪地裁平成12年(ワ)第10448号、株主総会決議取消請求事件、平成13年2月28日第10民事部判決、金融商事判例1114号21頁、請求棄却・控訴)

上 田 廣 美

【事実の概要】Yは、銀行業務等を目的とし、発行済み株式総数が33億0806万2101株(額面株式1株50円)、資本の額が7528億4863万2400円であり、議決権を有する株主の数が1000人以上の株式会社である。XらはいずれもYの株式を1000株保有する株主であり、個人株主の力を結集して大手銀行に役員報酬や退職慰労金の金額を公開させようとする「株主オンブズマン」の代表である。

Yの取締役会は、第156期定時株主総会(以下「本件総会」)に本件議案 1 (第7号議案「退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件」)を含む 7 つの議案を提出した。本件議案 1 は役員の退職慰労金贈呈に関する会社提案で、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は会社側に一任することを内容とする。一方、X らを含む71名の株主(持株数合計40万8000株)は、株主提案として、役員等の報酬、退職慰労金等の株主への個別開示をもとめ、その旨の条文を定款に新設することを内容とする、本件議案 2 (第8号議案「定款の一部変更の件」)を提出した。

Yが、各株主に対し発送した、平成12年6月13日付けの本件総会招集通知には、「会議の目的事項」の中の「決議事項」の項目に会社提案(取締役提出)として第1号から第7号議案(本件議案1)が、株主提案(株主提出)として第8号議案(本件議案2)が記載されていた。さらに、参考書類において、本件議案2

が株主71名からの提案であることのほか、Yの取締役会は反対すること等が 記載されていた。

本件で問題となったのは、Yが招集通知に添付した本件議決権行使書面である。本件議決権行使書面では、本件総会の各議案につき、賛否を丸印で表示して議決権を行使する旨の記載があり、各議案にはそれぞれ「賛」「否」の欄が設けられていた。また、「ご注意」の欄には、①Yの取締役会は株主提案に反対しており、②本件議案2につき、①の取締役会意見に賛成の場合は「否」、株主提案に賛成の場合は「賛」に丸印をつけること、③議案につき賛否の表示をしない場合は、会社提案(第1号から第7号議案)については「賛」、株主提案(第8号議案)について「否」の表示があったものとして扱う旨の記載(本件記載)がされていた(いわゆる「みなし記載」)。

X らは平成12年 6 月19日、「Y は、議決権行使書面において、株主提案議案 につき替否の表示がない場合は「賛」の表示があったものとして取り扱う旨株 主に通知しなくてはならず、株主提案議案につき、議決権行使書面に賛否の表 示がなされていない場合は「賛」の表示があったものとし、「否」の表示があ ったものとして取り扱ってはならないこと」を申し立てる仮処分申請を大阪地 裁に行った。平成12年6月27日の同地裁の決定によれば、「書面投票のために 議決権行使書面の内容の決定およびその取り扱い方法という業務執行にかかる 事項は、所有と経営とを分離する制度を採用する株式会社において、原則とし て、業務執行機関である取締役会および代表取締役に委ねられたものである。 所有者として、会社に対し、法令または定款に定められた範囲でその権利を行 使し、株主総会における決議を通じて会社の基本的事項について意思決定をす るにすぎない個々の株主が、業務執行の違法性を前提にこれを差し止めること を越えて、直接一定の行為を要求するについては、そのような請求権の存在が 前提とされなくてはならない。Xらの主張する被保全権利はこれに沿うもの でなく、他に請求権の存在に関し、主張、疎明されるところはない。| として X らの申し立てを却下した(資料版商事法務198号24頁)。

平成12年6月29日の本件総会の議場においては、出席した X が株主提案理由の説明を行う一方、Y の N 頭取が第8号議案に関する取締役会の考えを説明する中、口頭で、社外取締役を除く昨年度の取締役の報酬の支給総額、平均額(3000万円)および最高額(4500万円)を明らかにしている(同日朝日新聞夕刊大阪版17頁)。しかし Y は、本件総会の各議案の採決にあたっては、上記①、②、③の本件記載にあったとおりに取り扱い、その結果、本件議案1を含む会社提案の第1号から第7号議案は可決、株主提案の本件議案2(第8号議案)は否決された。

このため、平成12年9月26日、本件議決権行使書面に「保留・棄権」の欄を 設けず、さらに白票についても保留・棄権として取り扱わなかったこと(取り消 し事由1)、および議案につき賛否の表示をしない場合は、会社提案(第1号か ら第7号議案)については「賛」、株主提案(第8号議案)については「否」の表示 があったものとして扱うこと(取り消し事由2)は、いずれも、その決議方法が 著しく不公正であるとして、Xらは大阪地裁に、商法247条1項にもとづき、 本件総会の決議取り消しを請求した。

【判旨】原告 X の請求棄却。

- 議決権行使書面に「保留·棄権」の欄を設けず、さらに白票についても 保留・棄権として取り扱わなかったことが著しく不公正な決議方法に該当する

「Yは、本件議決権行使書に、本件議案1および2について棄権欄を設けて いないが、これは商法特例法21条の3第5項に基づき制定された参考書類規則 6条1項が規定するところに従っており、また、白票について保留・棄権とし て取り扱っていないが、これは商法特例法21条の3第5項にもとづき制定され た参考書類規則7条が規定するところに従っており、いずれも、商法247条1 項1号が規定する決議の取り消し事由に当たらないことは明らかである。|

二 議案につき賛否の表示をしない場合は、会社提案については「賛Ⅰ、株 主提案について「否」の表示があったものとして扱うことが著しく不公正な決 議方法に該当するか

「Yは、本件参考書類に、株主提出の本件議案2に反対することを記載し、 かつ、本件議決権行使書面に、賛否の表示がない場合には、取締役提出の本件 議案1については賛成、株主提出の本件議案2については反対の各意思表示が あったものとして取り扱う旨記載し、そのとおり取り扱っているのであり、こ れは、商法特例法21条の3第5項に基づき制定された参考書類規則7条に従っ ているのであるから、商法247条1項1号が規定する決議の取り消し事由に当 たらないことは明らかである。

【評釈】本判決に賛成。

はじめに

昭和56年の改正により、商法特例法は、同法の定める大会社であって、かつ 議決権を有する株主数が1000人以上の会社につき、株主総会に出席しない株主 のために書面による議決権行使(書面投票)の制度を定めた(商特21条の3第1 項)。この場合、会社は株主総会の招集通知に議決権行使書面を添付しなけれ ばならず(同条第2項)、「その様式は法務省令で定める」(同条第5項)としてい る。これを受けた参考書類規則では、その様式がよるべき原則が規定された。 しかし、議案ごとに株主が賛否を記載する欄を設けること(参考規6条)、賛否 の記載がない場合の取り扱い(参考規7条)、および株主の氏名・持株数の記載な らびに押印欄を設けること(参考規8条)と抽象的に定めているにすぎない。こ のため、その具体的な様式は各会社の創意工夫に委ねられた。また、株主の議 決権行使につき参考となるべき事項として法務省令(=参考書類規則)で定める ものを記載した書類(参考書類)が招集通知に添付される(商特21条の2)こととな った。なお、①会社が総会招集通知に議決権行使書面を添付しなかったとき、 または参考書類規則所定の様式に著しく違反する書面を添付したとき、②総会 招集通知に参考書類が添付されていない場合は、いずれも総会招集手続の法令 違反として、商法247条1項1号の決議取り消しの訴の対象となる。

このような書面による議決権行使制度の採用と参考書類の送付強制により、 委任状勧誘制度の欠陥・不備を補い、株主総会の活性化や株主の意思が大会社 の総会に直接反映されるようになったとされる。実際、従来から株主総会への 参加を保障する制度として、委任状勧誘規則にしたがい会社が委任状を勧誘 し、代理人が議決権を代理行使する制度(商239条2項)が存在した。ところが、 代理人は委任状用紙に株主が明記したところに従って議決権を代理行使しなく てはならないものの、かりに代理人が株主の意思に反して議決権を行使したと しても、株主総会の決議の効力には影響を及ぼさないと解されていた。これに 対し、書面投票制度では、議決権行使書面上の株主の記載に従って議決権数を 参入しないと決議取り消し事由に該当すると解されるので、株主自身の意思が 決議に反映されることとなる。

しかし、この書面投票制度も短所がないわけではない。総会前に決議の成否 が定まることになり、総会における討議の意味が失われますます株主総会の形 骸化と経営者支配が助長されることになるという問題である。これについて は、現代の大規模公開会社において、①株主総会の形骸化現象は、もはや欠席 株主が単に自己の利益主張を放棄したものであるとして看過できないこと、② 不特定多数の者から資本を集約する企業の社会的責任という観点において、す べての株主(個人株主)について会社の意思決定に参画する機会を保障するとい うことが、そのこと自体として公益性を帯びるに至ったのであり、したがっ て、質疑・討論や修正動議に参加できないという欠点は、書面投票制度の導入 を批判するための決定的論拠とはなりえないと考えられている。

- 一 議決権行使書面に「保留・棄権」の欄を設けず、さらに白票についても保留・棄権として取り扱わなかったことが著しく不公正な決議方法に該当するか
- 1 本件では、まず議決権行使書面に「保留·棄権」の欄を設けず、さらに白票についても保留·棄権として取り扱わなかったことが、商法247条1項1号にいう「決議の方法が著しく不公正なるとき」に該当するかについて争われた。

本判決では、①書面投票制度の目的は「大規模で株式が多数の株主に分散している会社においては、自ら株主総会に出席することが困難な株主が多く、また、株主は、代理人によって議決権を行使することができるとはいえ(商239条2項本文)、一般の株主が自ら適当な代理人を見つけることが困難であるという実情を踏まえ、株主による議決権行使の機会を実質的に確保すること」にあるとし、②この書面投票制度の適用を受ける会社は、株主総会の招集通知に議決権行使書面を添付しなければならず、その様式は参考書類規則によるものとされ、同規則6条1項によれば議決権行使書面に棄権欄を設けるか否かは会社の裁量に委ねられているとし、被告Yの反論を認めた。

また、「保留・棄権」欄を設けることについては、本判決は、株主総会における決議に会社の実質的所有者である株主の意思をできる限り反映させ、賛否を決めがたい株主にも議決権行使書面の返送を促し定足数の充足を図ることができると指摘した上で、決議の成否に関しては棄権は反対と同一に取り扱われることから、棄権欄を設けないことが不合理であるとはいえず、会社の裁量に委ねることは、商法特例法21条の3第5項の委任の範囲を逸脱するものではないとして、被告の反論を認めている。

- 2 参考書類規則 6 条 1 項但書によれば、議決権行使書面にはかならずしも「棄権」の欄を設けることを要しないが、その欄を設けても差し支えないとされており、会社の選択に委ねられている。米国の SEC 規則による委任状勧誘制度では、株主の意思表示には、賛成・反対・棄権の三つの選択があるが、決議の成否においては、棄権は反対と同様に扱われている。わが国の議決権行使書面による書面投票制度においても、同様に、あえて「棄権」欄を設けて、株主の意思をキメ細かくくみ上げ、その意思を総会に反映するかは、会社の自主的な判断によるものとしている。
- 3 会社が議決権行使書面に「棄権」欄を設け、株主がそれに棄権の表示をした場合であるが、棄権票の効果を株主に明示していないときは、棄権は「当該議案について欠席扱い」として、棄権票を定足数に参入すべきでないとする考え方がある。

他方、棄権の表示は、書面による議決権の行使がなかったわけではなく、ただ当該議案については賛否の意思の表明を留保したものとして取り扱われるべきであり、出席株主とともにひとまず定足数に参入されるとする考え方がある。参考書類規則6条1項では、議決権行使書面上に「棄権の欄を設けることを妨げない」としているので、棄権の表示があった場合は定足数に参入すべきであろう。しかしこの場合、決議に関しては、「賛成」の意思表示を行った議決権数で成立するので、「棄権」は実質的には「反対」の投票をしたのと同様に扱われるため、「棄権」欄は、株主にとって賛否以外の第三の選択肢または意思表示とはなりえない。したがって、「棄権」欄の設置が会社の裁量に委ねられている以上、「棄権」欄を設けないことが不合理であるとはいえまい。

また、議決権行使書面上のスペースや集計事務といった会社側の処理上の複雑化も否定できないため、参考書類規則6条1項では、「棄権」欄の設置を強制しなかったとされている。実務上、議決権行使書面に「棄権」欄を設ける事例は見当たらず、経団連のひな型でも使用していないという実態がある。

- 4 また、本件のように、棄権欄がない議決権行使書面において、賛否の記載のないいわゆる「白票」を保留・棄権として扱わなかったことの是非についても、参考書類規則7条にもとづき、各議案ごとに賛成・反対・棄権のいずれかの意思表示があったとみなす記載をあらかじめ記載し、これに従って集計することが認められている。本件では、「白票」を保留・棄権として扱うことなく、議決権行使書面上の「みなし記載」である本件記載に従って本件議案1および2ともに処理され、決議が行われた。
- 5 したがって、本件議案1および2の決議方法は著しく不公正な決議方法 (商247条1項)に該当しないとした本判決は妥当である。
- 二 議案につき賛否の表示をしない場合は、会社提案については 「賛」、株主提案について「否」の表示があったものとして扱うことが著 しく不公正な決議方法に該当するか
- 1 つぎに、議案につき賛否の表示をしない場合は、会社提案(第1号から第7号議案)については「賛」、株主提案(第8号議案)については「否」の表示があったものとして扱うことが、商法247条1項1号にいう「決議の方法が著しく不公正なるとき」に該当するかについて争われた。

これにつき、原告 X は、上記のごとく、議案の決議につき異別の取り扱いをしたことは、「取締役会提案の議案については白票を「賛」と扱うことによって賛成の議決数を、株主提案の議案については「否」と扱うことによって反対の議決数を、それぞれ恣意的に増やすことを企図したものであ」るから、本

件議案2の決議方法は著しく不公正であると主張した。

本判決は、参考書類規則 7 条につき、「賛否の欄に記載のない議決権行使書面が提出されたときに、これを無効とすることなく、賛成、反対または棄権のいずれかの意思表示があったものとして取り扱うことを認めるとともに」、そのいずれの意思表示があったものとして取り扱うかについては、議案ごとに会社の裁量で決定することを認め、その取り扱いを議決権行使書面にあらかじめ記載することで会社の恣意的な取り扱いを防ぐことを規定したとしている。さらに、参考書類規則 4 条は、「参考書類には株主提出の議案に対する取締役会の意見を記載すること」を求めており、本件議案 2 における取り扱いが不合理であるとはいえないと判示した。

- 2 賛否の記載のない議決権行使書面については、従来の委任状勧誘制度の場合においても賛否の記載のないまま会社に返送される場合が多く、議決権行使書面においても同様の状況が想定された。そこで、参考書類規則7条は、このように賛否の記載のないまま議決権行使書面を提出したときは、各議案につき賛成、反対または棄権のいずれかの意思表示があったものとして扱う旨を議決権行使書面に記載しておくことができるとした(「みなし記載」)。
- 3 まず、みなし記載のない議決権行使書面が賛否の表示のない「白票」のまま会社に提出された場合の扱いについては、棄権として扱い、すなわち反対票として定足数に参入するとする説と、無効として定足数に参入しないとする説があり、これに対し、株主の意思は「賛否ともに決しがたい」の意であるとして、株主の中立的意思表明の処理としての議決権不統一行使を言及する説も存在する。

棄権とする説では反対票の増加による会社提案否決の可能性が生じ、無効とみる説では決議に必要な定足数の成立を困難ならしめることとなる。このような場合その議決権が賛否いずれの方向において行使されたものとして取り扱うかを会社の選択にまかせるならば、経営者による不当な支配の弊害を招き不適当であるので、あらかじめ会社によるその取り扱いを株主に明示した、みなし記載に従って処理することになる。また賛否の記載のない書面の提出は、会社執行部に対する信任を表すと解して、このような場合における株主の意思を推測し、みなし記載により、前もって取り扱いを明らかにしておくことで、商法特例法21条の3第3項の要請を満たすとする見解もある。

4 さて、本件で問題となったのは、このみなし記載につき会社提案による議案と株主提案による議案とで異別の記載を行ったことである。上述のごとく、参考書類規則7条にいうみなし記載は、白票の扱いをあらかじめ議決権行使書面に記載して株主に明示することで、会社の恣意的な処理を防ごうとするもの

であり、記載内容については、議案ごとに会社の裁量権が認められている。このため、実務上、株主提案があること自体稀ではあるが、会社は、そのような場合、会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」として扱う旨の記載を行うことも可能であり、また会社提案のみの場合は全議案一括賛成の記載することも可能となる。

しかし、書面投票用紙が会社に送付されたことは、経営者に対する支持ない し信頼を意味するものではないとする立場からは、みなし記載は、すべての議 案につき同様の扱いをすべきであるとする見解がある。このように解すると、 たとえば白票が多く存在する本件の場合、白票を一律に賛成として集計すれ ば、本件議案1および2ともに可決となり、逆に一律に反対・棄権(=反対)と して集計すれば、本件議案1および2とも否決された可能性がある。本件議案 1は退職慰労金贈呈の会社側への一任を内容とする会社提案であり、一方本件 議案2は役員報酬・退職慰労金の個別開示に関する株主提案であり、たがいに 内容が対立している。このような場合、かりにすべての議案につき同様の扱い をすればかえって、決議の結果に矛盾を来すこととなるので、議案ごとに会社 の裁量権が認められるべきである。被告 Y は、会社提案と株主提案を区別し て記載することの是非について、「賛否の表示を行わない株主の意思は、会社 を信任し、会社提案への賛成、会社の意見に賛同するのが普通であり、株主提 案の議案について賛否の表示をしない場合は、取締役会(会社)の意見に同じと して取り扱うことは、株主の意思を株主総会の決議に反映させる」と述べてい る。本判決は、白票が会社への信任を示すかについては言及していないが、み なし記載の内容を「議案ごとに会社の裁量で決定すること」は参考書類規則7 条で認められており、白票の取り扱いを議決権行使書面であらかじめ記載する ことで、むしろ会社の恣意的な取り扱いを防ぐことを規則7条は定めたと判示 している。

5 以上により、Yのおこなった本件議案2の決議方法は参考書類規則7条の趣旨に従ったものであり、著しく不公正なものではないとした、本判決は妥当である。

おわりに

Y はその後 M 銀行と合併し、X は平成13年の株主総会でも本件と同様の株主提案を行っている。本件の端緒となった、役員報酬個別開示の問題は、大企業の経営者の責任や実績評価の尺度として株主の関心が高いが、個別開示制度を導入する大企業は現状では一部にすぎない。

書面投票制度は株主管理コストの合理化といった面からも大企業にとって有用であり、インターネットによる議決権行使も不可能ではないとされる。先の「商法等の一部を改正する法律要綱中間試案」においても「株主総会に出席しない株主の電磁的方法による議決権の行使(第25、五、1)」が検討されており、近い将来、株主の意思を細かく汲み上げることも可能となろうが、現行法と現在のその解釈においては、本判決は妥当なものといえる。

- (1) 上柳克郎ほか編代『新版注釈会社法(5)』407,413および419頁 [酒巻俊雄](有斐閣 昭61)。
- (2) 前掲注(1)408頁「酒巻]。
- (3) 酒卷俊雄=堀口亘『改正会社法詳説』80-81頁(三嶺書房 1983)。
- (4) 前掲注(1)409頁「酒巻]。
- (5) 前掲注(3)79-80頁。
- (6) Rule 14a-4(b)(1), Regulation 14A, Securities Exchange Act of 1934 (R. W. Jennings 'Federal Securities Laws', 1999, Foundation Press, p. 810); ルイ・ロス/日本証券経済研究所証券取引法委員会訳『現代米国証券取引法』523頁(商事法務研究会、平成元年)参照。
- (7) 稲葉威雄『改正商法関係法務省令の解説』別冊商事59号64頁(昭57)、前掲注(1)444-445 頁[酒巻]。
- (8) 前掲注(1)200-201頁[菱田政宏]。
- (9) 大隅健一郎=今井宏『会社法論中第3版』72頁(有斐閣 平成4年)、稲葉威雄『改正会社 法』165頁(きんざい 昭57)、龍田節「議決権行使の参考書類と議決権行使書面」企業会計34 巻6号68頁(昭57)、今井宏『株主総会の理論』16頁(有斐閣 昭62)。
- (10) 中原俊明「書面投票制度」今井宏編蓮井良憲還暦『改正会社法の研究』197頁(法律文化社 1984)。
- (11) 前掲注(7)稲葉 64頁。
- (12) 久保利英明=中西敏和『株主総会のすべて』100頁(商事法務研究会 平11)。
- (13) 前掲注(10)197頁。
- (14) 前掲注(1)446頁 [酒巻]。
- (15) 前掲注(1)446-447頁 [酒巻]、前掲注(9)龍田69頁。
- (16) 前掲注(9)大隈=今井 73頁。
- (17) 前掲注(1)202-203頁 [菱田]。
- (18) 前掲注(9)大隈=今井 73頁。
- (19) 前掲注(7)稲葉 65頁、前掲注(9)稲葉 165-166頁。
- (20) 2000年度、株主提案があったのは14社(商事法務研究会編「株主総会白書2000年版」商事 1579号69頁(2000))。
- (21) 前掲注(1)446頁「酒巻]、前掲注(9)龍田69頁、前掲注(9)今井17頁。
- (22) 前掲注(1)202-203頁「菱田]。
- (23) 書面投票の集計結果は以下のごとくである。会社提案である本件議案1に「賛成」の表示があったものが25.1%、「白票」が57.7%であわせて、82.8%が賛成の書面投票を行ったと集計され、また、株主提案である本件議案2に「賛成」の表示があったものは3.0%にすぎず、こ

280 早法 77 巻 2 号 (2002)

れに対し、「反対」の表示は22.8%、「白票」が57.1%でありこれらを80.0%が反対の書面投票を行ったと集計された。

(24) 弥永真生「電子手段による株主総会招集通知と議決権行使」商事1577号17頁(2000)。

〈追記〉なお、本件は平成13年7月31日、大阪高裁において控訴棄却・確定となった(金判1124号67頁参照)。本判決の評釈としては、吉田正之・金判1124号63-67頁(2001)、黒野葉子・税経通信2001年10月号 229-236頁がある。

以上